

2023年09月22日

意見陳述書 5

原告ら訴訟代理人

弁護士 東 隆 司

控訴人は、準備書面（19）において、早稲田大学法学学術院法務研究科の長谷部恭男教授が、東京及び山台の高等裁判所に係属中の新安保法制法違憲訴訟において証言された内容に基づき、憲法改正決定権についての控訴人の主張を補充しました。

長谷部教授は、証人尋問において、違憲の状態が、十分な理由付けのないまま固定化してしまうことは、日本の将来の司法審査にとっても、日本の立憲民主主義にとっても、大変懸念すべきリスクではないかと考えていると証言しています。

新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使は、条文の文言のうえでも従来からの政府の有権解釈からも憲法9条に違反することは明らかです。新安保法制法は、9条を改正することなしには、憲法に適合する法律として、立法することができなかつたにもかかわらず、集団的自衛権を行使することを可能とする違憲の法状態が十分な理由付けのないまま継続しているのが日本の現状です。

新安保法制法の制定は憲法96条に違反することは明白なので、この違憲状態を放置することは許されないことです。

憲法96条1項の手続をとることなく、なし崩しに限界を超えた憲法解釈が内閣によって行われ、国会において制定された法律により憲法規範が変更されてしまうということは、国民の直接投票によって憲法の改正を行うと定めた立憲主義国家としての実体の喪失を招いているというほかありません。

このような事態を一刻も早く解消するために、裁判所において、現状は違憲の状態であることを指摘し、内閣と国会に対し、国民投票により国民の意見を聞くべきであることを宣言すべきであると考えます。

以上